

奨励措置(助成金)の内容

奨励措置の種類	業種	奨励措置の内容
固定資産税	全業種	3年間免除
雇用奨励金	情報サービス施設以外	【町内在住者のみ】 20万円／1人 ※限度額1,000万円
雇用奨励金	情報サービス施設	【町内在住者】 30万円／1人 ・町長が定める区域に設置した場合20万円加算 ・対象者がUIJターン者の場合10万円加算 ・転勤者(責任者)も対象 【町外在住者】 10万円／1人 ※限度額1,000万円
工場等土地取得補助金	全業種	土地取得価格の1/2 ※限度額5,000万円
オフィス改装補助金	情報サービス施設	オフィス改装経費の1/2 ただし町長が定める区域に設置した場合は2/3 ※限度額5万円／1㎡
オフィス賃料補助金	情報サービス施設	年間賃借料の1/2(2年間) ※限度額年180万円
通信回線使用料補助金	情報サービス施設	年間通信回線使用料の80%(3年間) ※限度額年500万円